

新型コロナウィルス感染症及び季節性インフルエンザ感染後の

登園再開に必要な提出書類について

令和5年11月24日(金)

よしかわ保育園

日頃より、認定こども園よしかわ保育園の保育事業にご理解をいただき、ありがとうございます。

今月に入り、新型コロナウィルス感染症や季節性インフルエンザに感染されるお子さんが相次いでいます。

新型コロナウィルス感染症及び季節性インフルエンザ感染後の登園再開には、保護者の方にご記入いただく「療養解除届」の提出が必要となります。

下記内容をご確認の上、ご記入ください。

保育園は、小さな子ども達や抵抗力が弱い乳児の集団生活の場となります。お子さんの健康観察をしていただき、風邪症状や胃腸症状がある場合は、早めに医療機関の受診をお願い致します。

記

- ① 新型コロナウィルス感染症及び季節性インフルエンザに感染後、登園再開する場合、当面は登園許可証の記入を医療機関に求めることが必要です。保護者が記入する「療養解除届」の提出をもって登園再開が出来るものとします。
- ② 別紙の「療養解除届」は、保護者が記入し、登園を再開する日に保育園へご提出ください。届け出用紙は、保育園玄関備え付け又は各自コピーしてお使いください。
- ③ 登園再開時、保育園玄関で職員にご提出ください。
- ④ 「療養解除届」は、新型コロナウィルス感染症及び季節性インフルエンザにのみ適用されるものです。その他感染症は、医師の登園許可証が必要となりますので、医師の指示に従ってください。

○発熱だけが体調不良のバロメーターではありません。

療養期間が明けても、症状のある場合や体力が回復していない場合には、登園させるかどうか慎重にご判断いただきたいと思います。

「夜中に咳が出て眠れなかった」「鼻水がひどくて苦しい」「普通の食事を摂ることが難しい」等の健康状態の時は集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようご配慮下さい。

発表会も近く、つい無理をさせてしまうところかと思いますが、どうぞ慎重にご判断いただきたいと思います。